

2 消 安 第 2106 号
令和 2 年 8 月 12 日

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋 殿

農林水産大臣 江藤 拓
(公 印 省 略)

食品健康影響評価について

食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項第8号の規定に基づき、
下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委
員会の意見を求めます。

記

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和
35年法律第145号)第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条
第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品の製造販売の承認をすること。

フルララネルを有効成分とする鶏の飲水添加剤(エグゾルト)

